



福岡医発第370号(保)
平成15年 5月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



国民健康保険組合の一部負担金割合等の改正について(通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、改正の主な内容は下記のとおりです。

記

1. 富山県建設国民健康保険組合の一部負担割合の改正

平成15年4月から、診療にかかる一部負担金の割合が、3割に統一されることに伴い、現行の組合員に対する療養附加金給付(負担額の3分の1相当額)制度を廃止し、完全な7割給付に変更。(平成15年4月1日施行)

2. 栃木県医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正

改 正 前		改 正 後	
組 合 員	10分の1	組 合 員	10分の2

(平成15年10月1日施行)





15国援第503号の3

平成15年5月8日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長



国民健康保険組合の一部負担金割合等の改正について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、富山県厚生部長及び栃木県保健福祉部長から通知がありましたので、お知らせします。





厚 第 2 2 1 号
平成 15 年 3 月 31 日

都道府県国民健康保険主管部（局）長 殿

富 山 県 厚 生 部 長

富山県建設国民健康保険組合の規約の一部改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき別添（写）のとおり認可されましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくご配慮願います。



富山県指令厚第 221 号

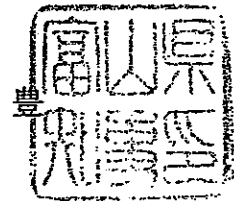
富山市西荒屋 25 番地の 4
富山県建設国民健康保険組合

国民健康保険組合の組合会の議決の認可について

平成 15 年 3 月 28 日付け富建第 128 号で申請のあった富山県建設国民健康保険組合の組合会の議決については、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定により認可します。

平成 15 年 3 月 31 日

富山県知事 中沖



規約の一部を改正する理由

1. 一部負担金について
健康保険法等の一部改正する法律の施行並びに関係政令及び国民健康保険組合規約例に基づき、今回改正するものである。(規約第10条第2項削除。)
2. 療養附加金について
平成15年4月から、診療にかかる一部負担金の割合が、3割に統一されることに伴い、現行の組合員に対する療養附加金給付(負担額の3分の1相当額)制度を廃止することとし、完全なる7割給付に、今回変更するものである。(療養附加金の廃止)
3. 傷病手当金について
療養に要する診療費用増特に、組合員の診療に伴う休業補償等の負担軽減をはかることを目的に、一日の支給額並びに支給限度日数の増額・増日を行うものである。(支給額・支給限度日数の変更)
4. 保険料について
療養附加金制度の廃止により、当該給付相当額について、その原資を保険料に反映させることとし、組合員世帯の負担軽減を行なうものである。(保険料の引き下げ)

なお、この一部改正規約の施行は、平成15年4月1日から行うものとする。

平成15年 3月20日提出

富山県建設国民健康保険組合

理事長 片山 博

規約改正条文新旧対照表

改正後

第3章 保険給付

- (一部負担金)
第10条 (略)
(1) (略)
(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)

改正前

第3章 保険給付

(一部負担金・療養附加金)

- 第10条 (略)
(1) (略)
(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)

2. 第1項の給付を受ける者(6歳未満の者又は同項第3号若しくは第4号に掲げる場合に該当する者を除く。)は、当該給付に薬剤の支給(法第42条第2項第1号に掲げる薬剤の支給については、2種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。)が含まれるときは、当該給付を受ける際、第1項の一部負担金は、法第42条第2項から第5項の規定による一部負担金を支払わなければならない。

3. 組合員である被保険者が自己の受けた療養の給付につき、前項の費用を負担したときは、その負担額の3分の1に相当する額の療養附加金を支給する。

ただし、他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養の給付又は療養費の支給を受けることができる場合は、その額に相当する額を控除した額とする。

(出産育児一時金)

- 第11条 (略)
(葬祭費)
第12条 (略)
第13条 (略)

(傷病手当金)
第14条 組合は被保険者である組合員が療養の給付(老人保健法の規定による医療を含む。)を受けている場合において、その医療のため入院したときは、その期間傷病手当として一日につき5,000円を支給する。
2. 前項の規定による傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して50日をもって限度とする。
3. 傷病手当金は、他の法令その他により傷病手当金に相当する給付を受けることができる場合は、その支給を受けることができる期間これを支給しない。
ただし、その受けることができる額が前2項の規定による傷病手当金の額より少いときは、その差額を支給する。
第5章 保険料及び寄附金
(保険料の賦課額・寄附金の納付)
第18条 組合員は、保険料として次の各号により算定した額と組合員及び組合員の世帯に属する被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規程する被保険者(以下、この規定において「介護納付金賦課被保険者」という。)1人につき1,300円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。
(1) 20才未満の単身組合員・見習職人 } 9,000円
訓練校在学組合員・見習職人
(2) 前号以外の組合員 } 13,500円
(3) 16才未満の家族 } 2,600円
(4) 16才以上の家族 } 4,000円
2. 前各号により算定した組合員の保険料の額が34,000円を超える場合は34,000円にとどめる。
3. 新規に加入する組合員は、加入時に寄付金を納付しなければならない。
寄附金の額は、前第1項に規定する納付区分の額とする。

(傷病手当金)
第14条 組合は被保険者である組合員が療養の給付(老人保健法の規定による医療を含む。)を受けている場合において、その医療のため入院したときは、その期間傷病手当として一日につき8,000円を支給する。
2. 前項の規定による傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して60日をもって限度とする。
3. 傷病手当金は、他の法令その他により傷病手当金に相当する給付を受けることができる場合は、その支給を受けることができる期間これを支給しない。
ただし、その受けることができる額が前2項の規定による傷病手当金の額より少いときは、その差額を支給する。
第5章 保険料及び寄附金
(保険料の賦課額・寄附金の納付)
第18条 組合員は、保険料として次の各号により算定した額と組合員及び組合員の世帯に属する被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規程する被保険者(以下、この規定において「介護納付金賦課被保険者」という。)1人につき1,300円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。
(1) 20才未満の単身組合員・見習職人 } 8,500円
訓練校在学組合員・見習職人
(2) 前号以外の組合員 } 13,000円
(3) 16才未満の家族 } 2,000円
(4) 16才以上の家族 } 4,000円
2. 前各号により算定した組合員の保険料の額が34,000円を超える場合は34,000円にとどめる。
3. 新規に加入する組合員は、加入時に寄付金を納付しなければならない。
寄附金の額は、前第1項に規定する納付区分の額とする。

付 則 (平成15年3月20日)
この一部改正規約は、平成15年4月1日から施行する。



国医第 5 1 号
平成 1 5 年 4 月 2 3 日

各都道府県国民健康保険主管部（課）長 様

栃木県保健福祉部長
（公印省略）

栃木県医師国民健康保険組合及び全国歯科医師国民健康保険組合の規約の一部
改正について

このことについて、国民健康保険法第 2 7 条第 2 項の規定に基づき栃木県医師国民健康
保険組合及び全国歯科医師国民健康保険組合の規約の一部改正について、別添のとおり認
可しましたので通知します。

なお、改正内容は、別紙のとおりですので、関係機関への周知について御配慮願います。

（ 国保医療課医療保険担当 ）
TEL 028-623-3136

栃木県指令国医第404号

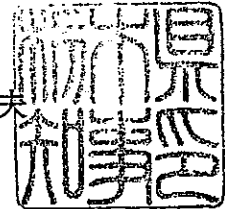
栃木県宇都宮市駒生町3337番地の1

栃木県医師国民健康保険組合

平成15年3月31日付け栃医国保第10号にて認可申請のありました下記の事項については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により認可します。

平成15年3月31日

栃木県知事 福田 昭 夫



記

認可事項：組合規約の一部改正について

栃木県医師国民健康保険組合規約新旧対照表

現 行 条 文	改 正 条 文(案)
第4章 保険給付 （療養の給付を受ける場合の一部負担金） 第25条 （略） 3 第1項の給付を受ける者（6歳未満の者又は70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（法第42条第2項第1号に掲げる薬剤の支給については、2種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、第1項の一部負担金のほか、法第42条第2項から第5項の規定による一部負担金を支払わなければならない。	第4章 保険給付 （療養の給付を受ける場合の一部負担金） 第25条 （略） <u>3 削除</u> <u>附 則</u> <u>この規約は、平成15年4月1日から施行する。</u>

栃木県医師国民健康保険組合規約新旧対照表

現 行 条 文	改 正 条 文 (案)
第4章 保険給付 (療養の給付を受ける場合の一部負担金) 第25条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)は、その給付を受ける際、<u>次の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</u> (1)組合員である被保険者 10分の1 (2)組合員の世帯に属する被保険者 10分の2 ただし、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合は、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときを除き、10分の1とする。	第4章 保険給付 (療養の給付を受ける場合の一部負担金) 第25条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)は、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の額<u>の10分の2に相当する額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</u> ただし、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合は、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときを除き、10分の1とする。 附 則 1. この規約は、平成15年10月1日から施行する。 2. 平成15年10月1日前に行われた療養の給付に関する一部負担金の割合については、なお従前の例による。

栃木県指令国医第403号

栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番5号

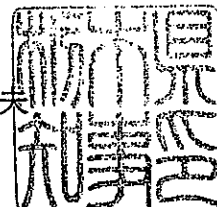
全国歯科医師国民健康保険組合

平成15年3月28日付け全国歯発第100号にて認可申請のありました下記の事項については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により認可します。

平成15年3月31日

栃木県知事

福田 昭 夫



記

認可事項：組合規約の一部改正について

全国歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)新旧条文対照表

(下線が改正部分)

現	行	条	文	改	正	(案)
(保険料の賦課額) 第18条 略				(保険料の賦課額) 第18条 略		
2. 略				2. 略		
3. 介護納付金保険料は、組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者1人当たり月額1,900円とする。				3. 介護納付金保険料は、組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者1人当たり月額2,200円とする。		
				附 則		
				1. この規約は、平成15年4月1日から施行する。		